<特定事業所加算(指定訪問介護事業所)(I)~(V)算定要件及び根拠書類一覧>

●の記載があるものが必要です。

No.	算 定 要 件	I	Π	Ш	IV	V	各要件を満たす根拠書類(例)	
1	指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等(非常勤、登録へルパー含む)に対し、訪問介護員等及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は予定していること。	•	•	•	•	•	・本年度の訪問介護員等全員(サービス提供責任者を 含む)の個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、 実施時期等を定めた研修実施計画	
2	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね1月に1回以上)に開催すること。	•	•	•	•	•	・1年間の月単位の予定表及び会議録様式(議題入 り)	
	指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、 当該利用者に関する情報やサービス提供に当たって の留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから 開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪 問介護員等から適宜報告を受けること。	•	•	•	•	•	・サービス提供責任者の指示から訪問介護員等の報告までの流れがわかる資料 ・「当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項」を記載する様式等(システム等で実施する場合は当該内容が分かる部分の写し)	
3	※「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。							
4	当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に 対し、健康診断等を定期的に実施すること。	•	•	•	•	•	・1年以内に健康診断を実施したことがわかる資料又は1年以内に健康診断を実施することが計画されていることがわかる資料(一覧表可)	
	運営規程に規定されている緊急時等における対応方 法が利用者に明示されていること。	•	•	•	•	•	・利用者に対し交付する、緊急時等の対応方針、緊急 時の連絡先及び対応可能時間帯等を記載した文書 (重要事項説明書等)	
6	当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 【IIについては項目6及び7のいずれかに適合】	•	•	I	I	- 1	・従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料 (参考様式1使用可)・資格証(写)	
7	当該指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス等基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。【Ⅱについては項目6及び7のいずれかに適合】	•	•	-	-	-	 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料 (参考様式1使用可能) ・資格証(写) ・実務経験のわかる資料 	

<特定事業所加算(指定訪問介護事業所)(I)~(V)算定要件及び根拠書類一覧>

●の記載があるものが必要です。

No.	算 定 要 件	I	П	Ш	IV	V	●の記載があるものが必要です。 各要件を満たす根拠書類(例)
8	指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。【Ⅲ・Ⅳについては項目8及び9のいずれかに適合】	-	-	•	•	-	 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料 (参考様式1使用可能) ・資格証(写) ・利用者の総数がわかる資料
9	指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、 勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30 以上であること。 【Ⅲ・Ⅳについては項目8及び9のいずれかに適合】	-	-	•	•	1	・従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料 (参考様式1使用可能)・勤続年数の分かる資料
10	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、 ①要介護4及び要介護5である者 ②日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM。以下同じ。)である者 ③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(以下、たんの吸引等。(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養))(当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。)を必要とする者 の占める割合が100分の20以上であること。 【I・Ⅲについては項目10及び11~15のいずれかに適合】	•	_	•	_	_	・利用者の総数がわかる資料 ・要介護4及び要介護5の利用者数が分かる資料(任意) ・日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMである利用者 数のわかる資料 ・たんの吸引等を必要とする利用者数がわかる資料
11	病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備していること。 【 I・皿については項目10及び11~15のいずれかに適合】	•	_	•	_	-	・連携先及び24時間の連絡体制がわかる資料
12	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 【I・皿については項目10及び11~15のいずれかに適合】	•	_	•	_	_	・看取り期の対応方針の内容がわかる資料

<特定事業所加算(指定訪問介護事業所)(I)~(V)算定要件及び根拠書類一覧>

●の記載があるものが必要です。

No.	算 定 要 件	I	П	Ш	IV	V	●の記載があるものが必要です。 各要件を満たす根拠書類(例)
13	医師、看護職員(指定訪問介護事業所の職員又は当該指定訪問介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定訪問介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する対応方針の見直しを行うこと。 【I・皿については項目10及び11~15のいずれかに適合】	•	-	•	_	_	・看取り期の対応方針の見直し体制がわかる資料
14	看取りに関する職員研修を行っていること。 【 I・IIについては項目10及び11~15のいずれかに 適合】	•	-	•		_	看取りに関する職員研修の資料
15	前年度又は算定日が属する月の前3月間において次に掲げる基準に適合する利用者が1人以上であること。 ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ②看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)であること。 【 I・皿については項目10及び11~15のいずれかに適合】	•	-	•	-	_	・医師の診断内容がわかる資料 ・看取り期の対応方針に基づいたサービス提供につい て同意を得たことがわかる資料
16	通常の事業の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に居住している利用者に対して、継続的に指定訪問介護を提供していること。(当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る)	ı	1	ı	ı	•	・利用者の居住地がわかる資料 ・利用者の居宅と最寄りの指定訪問介護事業所の距 離がわかる資料
17	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境 の変化に応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責 任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画の見直 しを行っていること。	-	-	-	-	•	・訪問介護計画の見直し体制がわかる資料